

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市特定消防施設撤去事業
補助の区分	事業補助
補助の概要	佐渡市内の各集落が所有又は管理している火の見やぐら、ホース乾燥塔、機械器具置場、防火水槽及びサイレン塔（「特定消防施設」）を、佐渡市消防団の組織再編に伴い、不要となった特定消防施設の解体撤去費用の集落負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助事業者	佐渡市内の各集落
補助対象経費	特定消防施設の解体撤去工事にかかる費用
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	限度額50万円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	7/10
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 対象施設を、地区の消防拠点として消防団が占用的に使用させてもらっていたが、消防団統合に伴う組織再編で不要となった施設が集落管理のまま残っている。残った施設の撤去について、消防団が占用的に使用していた過去の経緯から佐渡市で撤去しても当然であるが、施設所有権及び管理権限は設置した集落にあるため、佐渡市の事業として撤去を行うことは困難である。そのため、原則的には5/10以内を超えない範囲での設定とすべきであるが、長年にわたり地区に負担を強いてきた部分からも、集落の撤去事業への費用負担軽減を図るため、他の補助金交付事業と比べ高補助率となる、7/10以内の補助とする。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	目標 地区 ○目標に対する費用対効果（計算式） 不要施設の撤去事業のため、費用対効果は算出できない。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	H30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 特定消防施設が在する集落に、補助金交付要綱廃止後の撤去は全額集落負担となることを十分説明して、補助金活用希望の意向調査を実施する。
事業担当（担当部署）	消防本部 施設・装備係
（電話番号）	0259-51-0122